

(別紙1)

お手元に簡単でございますけれども、2枚の紙を提出させていただきました。これに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

今回の件が報道されて以降、一研究者としてどうなるのかなと見ておりましたところ、思いがけず、事件記録、資料を利用するユーザーの視点で意見を述べるようにという大変光栄なお声掛けをいただいて、非常に恐縮したところでございます。私自身、自ら直接事件記録に大量に当たって研究するという立場の人間ではございませんけれども、他方で、そういった資料をつぶさに読み込むことについては、ジャーナリストの方等、様々な方が御発言されているだろうと承知しておりますので、研究者の視点から意見を申し上げたいと思います。

私自身は憲法の研究者でございますけれども、同時に情報の利用や管理に関する分野の研究もしている関係で、おそらくこういう形で発言させていただく機会を与えていただいたのかなと思っております。

1 以下、お手元の資料に沿って、簡単に申し上げたいと思います。

まず1番目、「事件記録の保存・利用の意義について」でございます。事件記録が保存され、利用されるということが、ユーザーの視点でどのような意義があるのかについて、考えをまとめてみたものであります。

1点目は、これはおよそ公権力の活動一般について言えることであり、それは裁判も同様にそうですけれども、その権力行使のアウトプット、裁判結果を評価し、また批判をすることの前提として、このような事件記録が保存され、利用されることが大事だということでありまして。

特に裁判官の方々は、全ては判決書に書いてある、判決書を理由も含めてしっかり読んでくれというお考えをお持ちの方が多いだろうと思います。また、判決の言渡しあるいは対審も公開されるといった憲法82条の保障が元々あるということから見ても、判決書を非常に重視されることは大事なのでありますけれども、しかし同時に、訴訟追行のプロセスの中で、誰がどういうことを言い、またその中でどういう判断をされたかが分かるという意味で、また、アウトプットとしての裁判結果をそこで初めて総体として評価、批判するという意味で、判決書だけでなく、事件記録は非常に重要なものではないかと思っております。

また、そのことは、後世の法律家、学者、あるいは世の中がこの判決をどう読むか、後世の視線を意識するという意味で、裁判作用の適正の担保につながる。すなわち、同時代の人間に対しては裁判の公開を通じて、後世の方にとってはいろいろな記録がしっかり保存されていることを通じて、裁判作用の適正を担保していくことが大事なのでは

ないか。これが1点目であります。

2点目は、裁判例の研究、あるいは学習という観点から見たときに、事件記録に当たるということは、一般に非常に重要なことでもあります。

今から四半世紀ほど前、研究者になりましたときに、行政法の判例研究会で報告をなささいということで、まだ当時動いている事件でございましたけれども、最高裁に上告されている資料を最高裁まで来て見せていただいて、実際の裁判は、こういう形で、一審、二審と判決が出てくるのだということを初めて学んだという記憶がございます。

おそらくこれは研究もそうですし、あるいは現在のロースクールも含めて、法律家になるための学習をする上で、事件記録に当たるということは非常に重要なことだと思います。また、それが代々積み重ねられてくるということが、法律家の、あるいは法学の歴史的な連続性をいわば作り出すという点もあることを、強調させていただきたいと思います。

3点目は、さらに一般化された話ではあるのですが、事件が起点となって法令が制定改廃される、判例が形成される、また判例法理が見直されるということがあるときに、一件一件の事件の記録が残っている、またその記録に当たるということが非常に大きな意義を持つ場面が多いのではないかと考えております。

最高裁判所も、例えば憲法判断におかれましては、かつて大法廷において合憲と判断された法令が、現在ではその社会的な事実、状況、環境が変化した、立法事実が変わることによって、憲法に違反する、あるいは少なくとも憲法に適合しない状態になっているのではないかという説示をされることが最近多くございます。やはりそれぞれの事件において、裁判所がどのような事実に当たり、それを評価して、法判断の基礎とされたかということが非常に重要な場面が、司法の場面に限ってもあるだろうということでございます。

さらに少年事件について申しますと、一つの事件が少年法の見直しがなされるきっかけになった場合に、法令の見直しが適正だったか、十分であったか、あるいは今後さらにこれを見直すべきでないかという議論をする際にも、そういった事件の記録に当たるのが、例えば立法の場面、行政の場面、あるいは研究者が様々な提案をするといった局面で、重要なことがあるのではないかとと思われるところです。

4点目は、法律の世界を超えて、より大きく申しますと、裁判所の判決、あるいは事件に関する記録は、おそらく今後、日本社会の歴史を紡ぐときの第一級の資料になるだろうということでもあります。

例えば、明治期の日本はどのように国家として形成されたのか、あるいは明治憲法下

の国家の在り方を考える上では、何よりも天皇制国家でございましたので、憲法の制定や運用に関する行政の資料が一級の資料であり、これは御案内のとおり、国立国会図書館の憲政資料室に保管されておりまして、研究者がアクセスして、日々新たな研究が生まれているところであります。戦後、日本国憲法体制下におきましては、最高裁判所を頂点とする裁判所、司法が三権の一翼として社会の重要な問題を扱う。その意味で、明治憲法下の司法と比べて、遥かに司法の役割が強化され、それによって、裁判あるいは事件を通じて、日本社会の様々な問題が生起し、裁判の記録がかつての事件の記録よりも、遥かにその重みを増しているだろうと考えられます。

このことはまた後で申し上げることにつながりますけれども、いずれにしても、事件記録の保存、利用の意義については、私の目線では、大きく今申し上げた4点にまとめられるのではないかと考えております。

- 2 そこで、2番目、「事件記録の保存・利用に係る要因について」ということで、これは今現在、事務総局においていろいろお考えいただいているのではないかと思いますけれども、利害関係と申しますか、どういうことが問題になり得るのだろうかということを考えてみたところでございます。

まず1点目として、事件記録がずっと残り続ける、あるいは利用されることがあることについては、事件当事者の方の裁判を受ける権利との関係で考えなければいけない問題がいくつかあるだろうと思います。

一般に、裁判の公開に関し、特に人事訴訟や特許などの機微に関わる問題が争われる紛争においては、裁判を受ける権利を行使することを控える国民がおられるのではないかと申したことが論点になります。事件記録が将来にわたってずっと保存され、利用されるということが、裁判を受ける権利の行使を萎縮させないとも限らないという言い方もできますし、逆に、当事者の方の裁判が終結して一定以上経って、そういうことが関係なくなったときには、事件記録を利用してもいいのではないかと、いろいろなことが変数として存在しているわけでありまして。

これに密接に関わるものとしたしまして、2点目でございますが、事件の当事者、関係者の方のプライバシーの問題があります。

特に刑事あるいは少年事件におきましては、更生の利益の問題が、当然に、事件記録が保存、利用されるということに関わってきていると思います。現在、例えばインターネットの普及によって、様々な事件についての報道がデジタル空間に永久に保存され、その結果として、いつまで経っても、自分が有罪判決を受けた、起訴された、あるいは逮捕されたといった事実がインターネット上に残り続けるということに対して、「忘れら

れる権利」を行使できるようにすべきではないかといった議論が、情報法あるいは憲法上の権利の問題として議論されるようになってきておりますけれども、こうした問題の起点として、事件記録が使われる可能性があることにも留意しなければいけないだろうと思います。

また、このような当事者、関係者のプライバシーということは、刑事事件につきましては確定刑事訴訟記録に関する法律の運用があると思いますし、少年事件についてはそれとの権衡を図る必要もある上に、さらに言いますと、少年の可塑性への配慮も一定程度考慮しなければいけないということは確かだろうと思います。

ここまではよく論点として挙がるのでありますが、3点目で、特に今回議論されるきっかけとなった事態を、改めて憲法の研究者として考えてみますと、やはり事件に関わった人が一個人として国家に適正に処遇される、例えば自分がある事件の被害者となった、あるいは被害者の家族であるということが国家によって適正に遇される。その適正な遇され方は、人によって場合によって感じ方は様々かもしれませんが、少なくとも記録が残っている、安易に機械的に廃棄されることがないという思いを法的に表現しようとする、個人として国家に適正に処遇される利益、地位が、ここで損なわれたとみる余地があるのではないかと。翻って言いますと、事件記録の保存、利用といった場合に、制度あるいはその個別具体の運用において、このような利益、地位に配慮することが求められるのではないかと思います。

4点目でございますが、他方で事件記録をずっと保存する、あるいは利用を認めるということになりますと、当然社会的なコストが様々発生するわけでありまして。特に、かつての紙の記録などについては、劣化への対応にまたお金がかかるし、またそこに人をはり付ける、スペースを確保するということでも、管理業務のコストは、司法の役割が大きく、事件が増えていけばいくほど、かさんでいくわけでありまして。

さらに長期間事件記録を保存しているということに伴うリスクは、当然一番分かりやすいのは漏えいのリスクですけれども、最近キャンセルカルチャーの話がありますけれども、かつて問題がないと思われていた事態について今となっては問題でないかと、後から指摘されるリスクも当然に問題になってくるわけでありまして。

5の公共的利益で申し上げたいのは、1で述べたことのほぼ裏返しでありますので、省略いたします。

最後、6でございますが、裁判所にとっての利益と負担でございますが、今まで述べたような様々な保存、利用に係る要因のうち、そのマイナス面は具体的に、記録を管理される裁判所の負担という形でのしかかってくるわけでありまして。

他方、事件記録が簡単に利用できるようになると、それは裁判体、裁判官の方々にとって、あるいは裁判所制度の運営にとって、非常に利益がある場合も考えられるところでございます。

以上、思いつくままに当たり前のことを並べてみたわけでございますが、重要なことは、これらの諸要因、その要因の重さ、あるいはその関係は、時代や技術を通じて変化し得るということでもあります。プライバシーの意識の問題は典型的にそうでありませけれども、デジタル技術を駆使した保存のしやすさもそうであろうかと思えます。

そして2点目に、保存と利用では、やはり問題の現れ方が異なってくるということがございます。いろいろなリスク、先ほど申し上げましたマイナス要因は、利用の制限等に対応することも一定程度可能なものも含まれているかと思えます。

このようなことを考えますと、ひとまず保存と利用を切り分けて考える。ひとまずと申しますのは、結果、そのコストを現代世代が負担するという点について、利用と保存の間には鶏と卵の関係がありますので、結局、保存と利用が関わってくるわけではありますが、ひとまず一回切り分けて考える。その上で将来を見据えて、その諸要因がいろいろ変わってくる可能性があることからしますと、現在負担可能な範囲で保存に努めるということが適切ではないかと考えられるところでございます。

3 以下、保存について、とりわけ特別保存の制度について、今回勉強させていただいて気になった点を2点申し上げたいと思えます。それから、事件記録の利用に関する論点、それからガバナンスについても、簡単に申し上げたいと思えます。

まず、「3 事件記録の特別保存について(1)」の1点目でございます。一般にデータの保存について言えることではありますが、廃棄か特別保存かの二者択一で、特別保存すると永久保存になるといたしますと、一回特別保存するという判断をしたら永久に保存する、後の管理者の負担になってしまうということが現時点での判断に跳ね返ってきて、特別保存と判断するためのハードルが上がる。結果として、必要以上の廃棄につながる恐れがあるのではないかと、一つ懸念される点ではないかと思えます。

2点目に、特別保存か廃棄かを判断するための時点をいつにするのか。判決が出てから、あるいは事件が終局してから何年後というふうにごくどこかで区切るわけでございますが、5年という数字が資料を見ると出てくるわけですが、もしかすると短いかもしれないということを思ったところでございます。

こちらを挙げておりますのは、大変お恥ずかしいのでありますが、私が編者の末席を汚しております「憲法判例百選」という学習用の教材がございまして、芦部先生が編集されてきたものでありますけれども、だいたい6年とか7年で改訂しているわけであり

ます。これは当然、一民間営利企業の発行している教材の改訂頻度なので、あくまで一つの目安でしかないことは十二分に承知しているわけでありますけれども、同時に、ある事件が重要であるとか、少なくとも法学部生、法科大学院生が当然知っているべきものとして学習するに値する事件であるかどうかの判断の目安としてお受け止めいただいたときに、何年かかかって、この事件は重要だったという評価が定まるということはある得るわけで、その意味でこれを出しているわけでございます。

そうやって考えてみますと、5年というのは、このサイクルから見ると短いのではないかと思いますところでもあります。

そうやって考えてみますと、対応の仕方として、やや複雑にはなるかもしれませんが、特別保存の判断を二層化して、とりあえず保存して、例えば10年後、あるいは20年後ぐらいに、もう一回永久保存にするかどうか見直すとか、あるいは、10年後ぐらいに特別保存するか廃棄するかを判断する、それまではひとまず持っているということが、一つ考えられるのではないかとということでございます。

4 レジュメの「4 事件記録の特別保存について(2)」を御覧いただきたいと思います。

事件記録の特別保存につきまして、外部からこの記録を保存しておくべきでないかという御要望を受け付けて、特別保存するかしないかの判断において考慮するということが要領等を書いてあると思います。

ただ、現実の問題として言いますと、その事件記録がどこにあり、そろそろ廃棄されそうだというのをしっかり意識した上で、これはちゃんと特別保存してくださいよというインプットが、適時に外部からなされるということはなかなか考えにくいのではないかと思います。

そこで、あくまで例えばでございますけれども、次のようなことが最近のデジタル化を踏まえて考えられるのではないかと思います。

最高裁判所事務総局におかれまして、一元的に、定期的に、要するに判決あるいは事件の終局から何年というところで、ある事件がそろそろ廃棄されるか特別保存されるかということがお分かりいただけるかと思っておりますので、その時期だというときに、廃棄又は特別保存の候補となり得る事件を、機械的に全国的にリストアップしてデータベース化する。そして、ここから数か月あるいは1年以内に廃棄しようと思っただけなんですけれどもどうですかということを、ちょっと難しいわけではあります、プライバシー等に配慮しつつホームページで公表する、あるいは一定の知見を有する方に、これが今全国の裁判所で廃棄する可能性のある事件記録の一覧ですということをプッシュで提供されるなどして、また期限を区切って、これらの事件に関する記録について特別保存した

方がいいと思いますか、思いませんかということについて意見があったらお申し出くださいということ、何らかの形で行う。そして、その当該意見を期限を区切って集約して、その結果、この事件について保存した方がいいという意見があったかなかったかということ、データベースに記載した上で、御判断される各裁判所に共有し、各裁判所がそれを特別保存該当性の判断の資料に供するといったことが、一つ外部の視線を入れるという点で考えられるのではないかと思います。

行政分野においてオープンデータを進めるということの意義がいろいろな形で議論されるわけですが、そのうちの一つに、データをオープンにしておけば、関係者がそれを見た上で、これは自分たちが認識している事態と違うんじゃないかなど、より積極的に情報を出してくれる。そしてそれがまた行政の判断の基礎となる情報を豊かにし、行政をよりよいものにしていくといったように、外部の人たちの意見ないし情報を集めやすくするということが、一つオープンデータの意義であるわけです。

この事件記録の特別保存の判断の改善策は、他にもいろいろあるんだろうと思いますが、例えばこういうことも考えられるのではないかということ、情報法を研究している人間として思ったので、一言申し上げる次第であります。

5 次に、「5 事件記録の利用について」でございます。

一般に歴史的に非常に重要な記録がある、あるいは例えば図書館に膨大な本があるとか、インターネット上に様々なホームページがあるとかいったように、情報が非常に多くある場合に、そこに現実にはアクセスする、情報がインデックス化されてアクセスできるようになっていることを始めとする条件や環境がなければ、実は事件記録の利用、あるいは一般の情報の利用は現実には困難であります。

そして、このような条件、環境がなければ、何のために事件記録あるいは情報を持っているのか、持っていないでもいいじゃないかということにもなる。保存をすると、そのために社会的コストが必要である。そのことに対して理解を得るということと、その利用がある程度進むということは、鶏と卵の関係があるかと思います。使えるようになってきちんと保存されていれば、利用が進み、その結果として、やっぱり保存しようという気運が高まる。逆に利用も進まなければ、その保存のためのコストについても理解が得られず、結局保存しないということにつながり得るわけであります。

ではその上で、事件記録を保存しておいた上で、利用についてどう考えるかということですが、同時代的には裁判を公開すること、それから司法制度改革として、裁判制度に対して主権者である国民によりよく理解してもらおうといった理念の延長で考えていきますと、事件記録を適正に利用してもらっていく。そして裁判制度に対して、あ

るいは裁判で問題になった事件を通じて、社会の在り方について理解を深めていただくと、そのための利用促進も有用ではないかと、研究者としては考えるところであります。

先ほど申し上げました国立国会図書館の憲政資料室などは、正にそういった機能を果たしているわけでありまして、裁判についてもそういったことが考えられるのではないかとということでもあります。

他方、もちろんむやみやたらに利用して、閲覧する、複写する、あるいはその事件記録を閲覧した結果、こういうことを考えたという研究成果を公表するという中で、先ほど2で申し上げました、様々なマイナス面が出てくることが考えられるわけでありましてけれども、これにつきましては、3年前の最高裁の御判断でありますけれども、家庭裁判所の調査官の方が、事件の記録を利用して論文を書かれたことについての令和2年10月9日の判決がございます。少年事件であったわけですがけれども、プライバシー情報の性質、内容、公表当時における少年の年齢、社会的地位、公表の目的、意義、それから情報を開示する必要性、情報が伝達される範囲と具体的被害の程度、表現媒体の性質などを総合考慮して判断すべきだとされていることが、時間の経った事件記録の利用の条件を考える意味でも、一つ参考になり得るのかなと思ったところでございます。

もう一点、参考として挙げておりますのは、国立国会図書館における図書閲覧利用制限措置の例でございます。

私、実はこちらの利用制限に関して判断する審査会の委員を仰せつかっているのでありますけれども、一番分かりやすいのは、「チャタレイ夫人の恋人」のような、事件の当時はわいせつと判断されたけれども、国会図書館としてはライブラリーとしての機能として、いわゆる発禁本のようなものでも、一回保有はしている。ただ、裁判所によってわいせつであると判断された以上、図書館のルールとして外部には簡単に見せず、一般に利用禁止、制限をしているという措置をとっているわけです。

ただ時間が経ったことからすると、またそれに類似する、あるいはほぼそれと同じような本がもう出回っていることからすると、研究者が見たいと言ってきた場合に、個別にその利用制限を緩和ないし解除することによってお見せすることがあり得るわけでありまして。

事件記録についても、そういったことが参考になり得るのではないかと思います。一般に事件記録としては保存しておく、どうしてもこれを見たいというときに、おそらくこれまでは個別のアドホックな判断だったと思いますが、それをしっかり判断する仕組みを整備することによって利用の道を開く。少なくとも、利用するかしないかをガバナ

ンスをもって判断することができるようになるということでもあります。

6 最後、「6 事件記録の保存・利用のガバナンスについて」であります。

これは前提として、裁判所法上、司法行政事務は各裁判所へ分配され、それぞれ最高裁判所あるいは高等裁判所が、それぞれ下位の裁判所に対して司法行政の監督権を持っているという体系になっているものと承知しております。

このような状況の中で、事件記録の保存、利用も、まずは各裁判所において司法行政事務として扱われてきたのだらうと理解しておりますが、東京地方裁判所で運用要領を定められ、最高裁判所がそれを御参考にされることも含めた通知をされ、こういうルールが明確に示されるということによって、事件記録の保存、利用の在り方が非常に大きく変わったと承知しております。

今回、こういった事態が大きく報道される社会問題となったことを踏まえて、事件記録の管理体制を強化するということは、国民に対する責任を果たすという意味でも必要なことかと思いますが、そのやり方といたしましては、①事件記録の管理全体を一元的に最高裁判所の司法行政事務としてしまうとといったやり方もあれば、②その事件記録の管理のための仕組み等の整備を最高裁判所の事務とする、あるいは、③現行の事務分配を前提に、最高裁判所が各裁判所の司法行政事務の履行を実効的にサポートするというやり方が、いろいろ考えられるかと思いますが。

先ほど私が4で申し上げた特別保存の判断のプロセスの改善案は、この③に当たるということになろうかと思いますが。

ただ、いずれにしましても、特別保存記録等保存票や、あるいは最高裁判所、国立公文書館への移管などについては、先ほどアクセスのためのインデックスが必要であるということの裏側でもありますけれども、一元的な台帳は整備されるべきではないか。それはやはり最高裁判所でおやりになった方がいいのではないかと考えたところでありませう。

また、この運営のコストになりますが、保存に必要な場所、コストについても、より一元的に把握されて、必要な措置を講ぜられること、また、保存と利用をつなぐアーキビストを設置していくといったことも、今後最高裁判所において御検討されるといいのではないかなど、研究者としては理解したところであります。

私からの意見陳述は以上でございます。